

---

**プロジェクト 実務対応****項目 一括取得型による自社株式取得取引（ASR 取引）の会計処理  
－第 71 回実務対応専門委員会で聞かれた意見等**

---

**I 本資料の目的**

1. 本資料は、第 71 回実務対応専門委員会（2015 年 3 月 19 日開催）（以下「専門委員会」という。）における、聞かれた意見等をまとめたものである。

**II 日本版 ASR 取引の会計処理に対する意見等****4 つのステップに分けて取引ごとに会計処理を行う方法****本スキームの現金決済契約に関する会計処理**

2. 事務局から、本スキームの現金決済契約がデリバティブに該当するかどうか、デリバティブに該当すると考えた場合の会計処理について、説明がなされ、主に以下の意見が聞かれた。

- (1) 本スキームにおける現金決済契約は、日本公認会計士協会 会計制度委員会報告 第 14 号「金融商品会計に関する実務指針」第 6 項に記載されているデリバティブの 3 つの特徴に照らして検討すると、デリバティブに該当するものと考えられる。一方、当該契約を資本取引として取り扱うことができるかどうかは、別途検討が必要となるのではないか。

- (2) 本スキームにおける現金決済契約は、(1)の意見と同様にデリバティブに該当すると考えられる一方で、自己株式の取得に関連していることから、自己株式を ToSTNeT-3 により取得した取引の会計処理を修正することも考えられるのではないか。

ただし、このような考え方は、全体を 1 つの取引として会計処理を行う方法と整合的であり、取引ごとに会計処理を行う方法において、現金決済契約を資本取引として捉えるのは困難ではないか。

- (3) 本スキームについて取引ごとに会計処理を行う方法を採用して現金決済契約のみに着目すれば、デリバティブに該当すると考えられる。一方で、本スキームが、アナウンスメント効果を含めて一時に自己株式を取得することを意図しているのであれば、全体を 1 つの取引として会計処理を行う方法も考えられるのではないか。

- (4) 例えば社債を発行している場合で、格付けが下がることにより利益が生じるといふ考え方に異論を唱えることと類似して、自己株式の株価が下落した場合に利益が生じることに違和感がある。

- (5) 本スキームにおける現金決済契約の趣旨が自己株式の取得金額の調整であることを勘案すると、本スキームから損益が生じることに違和感がある。
- (6) IFRS 及び米国会計基準のいずれにおいても自社の株式を対象としたデリバティブについて現金決済を行う場合には、現金という経済的便益が流入及び流出することから資産又は負債の定義に該当し、当該資産又は負債の増減は純損益に計上する（審議事項(4)-1 第 12 項）とあるが、損益の源泉となる取引が何なのかについて理解が難しい。

### 本スキームの新株予約権に関する会計処理

- 3. 事務局から、本スキームの新株予約権を既存の新株予約権に関する会計基準をベースに検討する場合の会計処理と、新株予約権について自社株式を決済手段としたデリバティブとして取扱う場合の会計処理について説明がなされ、主に以下の意見等が聞かれた。
  - (1) 新株予約権について自社株式を決済手段としたデリバティブとして取り扱い時価評価する考え方を採用することが難しい場合に、既存の新株予約権に関する会計基準をベースとすると、現金決済契約をデリバティブに該当すると考えた場合に生じる利益が目立つことになる。ASR 取引を行う企業において利益を計上したいという意図はないと考えられ、損益面からはバランスの悪い結果が生じることとなる。
  - (2) 新株予約権について自社株式を決済手段としたデリバティブとして取扱う場合、設例の仕訳ではデリバティブ負債としているが、新株予約権を負債として取り扱うことの障害は何か。
  - (3) 日本版 ASR 取引について IFRS や米国会計基準を適用すると、既存の新株予約権に関する会計基準をベースに検討する場合の会計処理と同様に、デリバティブとして取り扱う現金決済契約からの利益により平均株価が上昇した場合と下落した場合で不整合な損益計上が生じることになるのか。

### 各ステップにおける取引すべてを1つの取引として会計処理を行う方法

- 4. 事務局から、各ステップにおける取引すべてを1つの取引として会計処理を行う方法として、取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引と考える場合の会計処理と、自社の株式を対象とした先渡契約と考える場合の会計処理について、説明がなされ、主に以下の意見が聞かれた。
  - (1) 本スキームについて、自社の株式を対象とした先渡契約とする考え方は採用しづ

らるので、取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引とする考え方を採用することが考えられる。

- (2) 本スキームについて自社の株式を対象とした先渡契約とする考え方を採用できないとすれば、取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引と考え方を採用することが考えられ、会計処理の結果は取引の目的と合っているように見える。

ただし、この場合には、会社法との関係を整理する必要がある。例えば、新株予約権を発行するにもかかわらず新株予約権として処理しないことや、当初の自己株式の取得について ToSTNET-3 を用いて行うことから株主総会決議を要しないことなどが、結果として株式数の調整等により自己株式取得の潜脱行為とみなされないのか、などの懸念があることから、全体を1つの取引として会計処理を行うことは難しいのではないかと考えられる。

- (3) 本スキームについて取得価額が事後的に決定される自己株式の取得取引と考える場合に、法的な扱いとの整合性を図るには、設例の仕訳に記載されている未決算勘定を新株予約権やデリバティブ資産と扱えばよいのではないかと考えられる。

ただし、X1年7月31日において現金を受け取る相手勘定が自己株式でよいかどうかは、会社法との関係を整理する論点となるのではないかと考えられる。本スキームが自己株式を取得する目的であること、ステップ1からステップ4までの取引は同時に締結すること、現金の取引相手は従前から当該自己株式を保有している証券会社であり株主との取引とみなせるか等の観点から整理できないかと考えられる。

- (4) 企業が本スキームを実行する場合、全体を1つの取引として会計処理することにメリットがある一方で、会社法との関係を整理する必要がある。仮に取引ごとに会計処理を行う方法を採用する場合には、既存の新株予約権をベースにした会計処理において生じる損益の結果をどう考えるかが論点になると考えられる。

- (5) 全体を1つの取引とし、事後調整の結果、平均株価が当初の株価よりも下落した場合に平均株価で自己株式を取得できるという取引は、デリバティブに該当するのではないかと考えられる。通常、取引日の市場価格で取得するのに対し、平均株価で取得することは振当処理を認めるような会計処理になるため、ヘッジ取引として平均株価で自己株式を取得するニーズがある場合の会計処理を整理する必要があるのではないかと考えられる。

また、企業結合のように、条件付取得対価であれば遡及するという考え方もあることから、価格が事後的に決まる本スキームについても遡及の要否を検討した方がよいのではないかと考えられる。

以上